

## 介護施設等の在り方に関する委員会の設置について（案）

### 1. 設置目的

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第2条に、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直し等を検討することが規定されたことを踏まえ、これらのサービスの基準、報酬等について、今後、介護給付費分科会において審議を行うための基本的な論点の整理等を行うことを目的とする。

### 2. 検討事項

- （1）介護施設等の基本的な在り方に関する事項
- （2）介護施設等の入所者に対する医療の提供の在り方に関する事項
- （3）その他介護給付費分科会長が分科会における審議のために事前に検討しておくことが必要と判断した事項

### 3. その他

- 介護施設等の在り方に関する委員会の議事は公開とし、検討結果については介護給付費分科会に報告することとする。

(参考) 健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号)

附 則

(検討)

第二条 (略)

2 (略)

3 政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。